

第4回 田原市都市計画マスタープラン改定委員会 議事録（要旨）

日時 平成28年1月5日(火)15時～

会場 田原市役所南庁舎 4階政策会議室

(開会、街づくり推進課長挨拶、欠席委員・代理出席委員の報告については省略)

【委員長挨拶】

委員長： 昨年から、またその以前より継続してマスタープランについて議論していただき、最後のまとめの段階であるので皆様から忌憚のない御意見をいただき、より良いマスタープランとしたい。また今後パブリックコメントにより市民の皆様から幅広く意見をいただく。まず、報告事項として事務局から説明をしていただく。

【議 事】

事務局： これまでに議論いただいた委員会資料に関して、その後事務局において検討し、変更した部分を報告する。

(資料1「前回委員会からの変更事項について」を説明)

(資料2「都市施設整備の方針(案)について」を説明)

委員長： ここまで皆様御意見をいただく。資料1は、報告事項となっているが、今後パブリックコメントとして意見をいただく部分であることから、委員の皆様から変更すべき部分等の意見をいただく。

委員長： 資料1の67ページ、地震の名称に関して、防災対策課と統一はされているのか、名称が違うのは異なるものなのか。

事務局： 名称に関しては防災対策課と調整を行い、「南海トラフ地震」で統一をしている。異なるものは引用した報告書における名称である。

委員： 道路の種別に関して、「地域幹線道路」は記述しないのか。

事務局： 「地域幹線道路」は「市街地間連絡道路」の次のランクの道路となることから、全体構想では取り扱わず、地域別構想にて記述する。

委員： 種別の部分であることから、記述すべきではないかと考え質問した。

事務局： 全体の図ではそこまで詳細なところまで記述できなかった。示せるのであれば対応する。

委員： 資料2の3ページの図で大草白谷線が途中で途切れているが、延ばすことはできないか。他の図との整合性がとれていないのではないか。

事務局： 検討する。

委員長： 資料2の5ページの構想路線は何で位置づけされたものか。

事務局： これは、現段階では整備計画があるものではなく、今回の都市計画マスタープランの改定において、検討されたものである。

委員長： 今回の改定において初めて位置づけられたものか。

都市建設部長： 現在並行して、土木課において道路整備計画を策定しており、それとあわせて位置づけている。県が整備する道路もあり、県決定されたものではなく、市の基本方針として今後県と協議していくための、市の姿勢を示したものである。都市計画決定されてから相当期間整備されていないものがあり、見直しの必要があると以前より検討を行っている。市としては南北方向の国道 42 号に接続する道路が必要であると考えている。

県都市計画課： 街路の変更に関しては、将来交通量予測等の検討を行うが、検討しているか。

都市建設部長： 一部検討は現在行っている。

委員： 資料 1 の港湾、防災の課題のなかに港湾に放置されている廃船、沈船について、津波時に危険であることから記述していただきたい。福江港に多数の廃船、沈船があり、この撤去を県にお願いしたが、所有者等の関係があり難しいとの回答だった。悪質なものは所有者が分からないようにナンバーを消している。廃船、沈船の処理をどこかで取り上げていただきたい。

事務局： 状況は承知している。適切なところに記述することを検討する。

委員： 教育に関する記述がなく、資料 2 の 12 ページにおいて「学校や保育園等公共施設の跡地利用について検討します。」とあるが、統廃合が検討され、田原市公共施設適正計画が策定されている中で、その一言でいいのかと思う。それから渥美半島で最も高く、愛知県でも照葉樹林で有名な「越戸の大山」がある。自然関係の活動をしている人には有名な山であり、蔵王山、衣笠を歩く方も多いことから、緑地整備の項目になるのかはわからないが、どこかで取り上げることを望む。

委員長： 資料 1 の 49 ページの「豊かな自然環境の保全と活用に関する方針」の部分の記述が少ないこともあり、ここでの記述が適切かと思う。

県都市計画課： 新市街地の設定において、その方針が理解しづらい。資料 1 の 39 ページにおいてフレームが検討されており、収容したい人口は、まず現在の市街化区域の空いているところに収容し、収容しきれないものを新市街地で収容する。その新たな市街地は、田原市街地の隣接部であると読み取れるが、その理解でいいか。

事務局： そのとおりである。

県都市計画課： その場合資料 1 の 132 ページで、福江市街地の隣接部に「新規居住地検討ゾーン」があるが、これは新市街地ではないのか。

事務局： これは防災の観点から、浸水想定区域からの緩やかな移転用地として考えている。

委員： 人口減少への対応が今回の改定の大きなテーマである。これは田原市のみの問題ではなく、全ての地方都市の問題である。他の地方都市のマスタープランにおいてもそのことが書かれている。田原市の場合は市街化調整区域に占める人口の割合が非常に大きい。その集落整備が課題である。住んでいる人に対して市街化調整区域だからといって、移住しろとは言えない。そこに住んでいる人たちがいる以上、生活サービス、公共サービスをしなければならない。そこで、現状維持をしていく方針のマスタープランは多いと思う。田原市における市街化区域の拡大区域に市外からの人を誘導したいとの思惑がありながら、集落の人をここに収容するとの内容になっている。そのことは、集落維持と矛盾している。市街化区域の拡大を行わず、市街化調整区域を大切にす観点からの市街化調整区域の地区計画が必要であるというのが私の考えである。それはイレギュラーな使い方か分からないが、それが必要であると考え。そのことをいかに考えているか。

事務局： 人口ビジョンにおいて、人口の増加は社会増で行うとの考えである。田原市から流出す

る人口を減らそうとの考えである。そのための住宅地の確保が必要であると考えている。

委員長： フレームの出し方が理解しづらい。上位計画である人口ビジョンの人口を踏襲するのであれば、その人口はどれか。

事務局： 人口ビジョンにおいて 2035 年の将来人口は 61,384 人と設定されている。これは社会増減、自然増減を加味したものである。マスタープランの検討作業において、自然増減のみによる将来人口を推計し、人口ビジョンによる将来推計人口からこれを引いたものを社会増と想定している。

委員長： 新しく生まれる数、自然増を除外しているとの考えが理解しづらい。また、人口減少により市街化区域も市街化調整区域も低密度化していく。そこに生まれる子供は人口密度を高める役割をするが、世帯分離はしないとの考えなのかと思う。世帯あたり人員が減少し、密度は下がる。それにより人口は減少する。しかし、外からの人口を受け入れるためには新たな住宅が必要となり、住宅用地が必要となる。

資料 1 の 46 ページの内容と 39 ページの内容の整合がとりにくい。どちらを優先するかの疑問がある。しかし、基本的には市街化区域の拡大は行わないが、目標人口を達成するためには市街化区域の拡大が必要である、との考えであると理解する。

市街化調整区域に関しては、資料 1 の 49 ページに市街化調整区域の地区計画を検討するとある。また、土地区画整理事業などの計画的な市街地整備を行う区域とあるが、新たに行う区域があるのか。他に東三河都市計画区域で想定した人口の範囲内での記述もあり、理解しづらいところがあるので説明を願う。

事務局： 土地区画整理事業に関しては資料 1 の 39 ページ、駅周辺における市街化区域編入の場合を想定している。東三河都市計画区域で想定した人口の範囲内は、県において想定されたフレームがあることから、その範囲内での意味である。

県都市計画課： 東三河都市計画区域で想定した人口フレームは県が定めるものであり、東三河 5 市全体で定めるものである。田原市で定めるものは必要条件ではあるが、それは担保されたものではない。

事務局： 地区計画に関しては、広大な市街化調整区域において、市街化区域に隣接していない地区は市街化区域への編入が困難であることから、地区計画を検討するという趣旨である。

委員： 人口ビジョンの中で、低未利用地や空き家の活用に対する具体的な方策が示されているのか。人口ビジョンの人口達成のための方策を示すことが大切である。

事務局： ご指摘はごもっともである。増加人口のすべてを低未利用地、空き家で対応するのではないと考える。田原市街地まちづくりビジョンがあり、その中で空き家、空き地バンクの活性化、空き家に対する基本計画の策定などがあり、対策を講ずるようになっている。

委員： 空き家、空き地バンクの利用とあるが、現実として利用はほとんどないのが現状である。計画に位置づけられていても活用されていない現状がある。このことから、さらなる施策が必要である。そうでないと人口は増加しない。人口増加という重要な問題に対して市の取り組みが甘いと思う。この場で議論すべき問題ではないとは思うが。

都市建設部長： 現在、活用のための助成制度を図る予定である。

委員長： 一昨年、去年と空き家バンクの調査を全国の自治体で行っている。街中に人口を誘導するには行政の助成が必要である。時間の制約もあることから、次の議題に移る。全体構想に対する御意見は、最後にまたいただく。

事務局：それでは、資料3をもとに地域別構想の案について説明する。

(資料3「地域別構想(案)について」を説明)

委員： 渥美地域の将来構想の観光・交流拠点で「表浜の海岸や福江漁港の一带」とあるが、できれば「及び旧福江市街地一带」と付け加えていただきたい。将来都市構造図でも、福江市街地周辺の観光・交流拠点の円をもう少し大きくしてもらいたい。

委員長： 資料1の17ページをみると、伊良湖の観光客数が極端に減っているが、何か理由があるのか。

委員： やはり交通の問題はあるかと思う。漁港や魚市場の活用により、観光客の呼び込みができるといいが、なかなか進んでいない。

事務局： 今回新たに伊良湖交流拠点と(仮)渥美半島道路を位置づけたことで、観光・交流を活性化させて地域の生活利便性を維持していきたいと考えている。また、渥美地域においては、(仮)国道259号バイパスや津波対策としてのマウンド、国道の嵩上げといったことも新たに位置づけている。赤羽根地域においては、サーファーの移住の促進、区画整理の推進、医療の確保といったところが大きなポイントである。また、オリンピックのサーフィン競技の誘致を含めて観光・交流拠点としての機能拡充といったことも、市長の思いとして盛り込んだところである。

委員： 資料1の130ページの「渥美地域のまちづくり方針図」に、「伊川津漁港の海岸防波堤等の改修整備」と記載されているが、なぜ伊川津漁港だけ記載されているのか。

事務局： 田原市津波防災地域づくり推進計画(案)で伊川津漁港が位置づけられていたためであるが、防波堤等の整備は伊川津漁港だけに限ったことではないため、記載を再検討したい。

委員： 道路整備の表現で、「整備を要望します」と「整備を検討します」「整備を推進します」の違いは。

事務局： 表現は内容により統一を図る。

委員： 最初は3層の構成で策定する話だったが、本日の資料では2層になっている。

事務局： 3層で作っていききたいとは考えており、20の地域コミュニティ単位で策定しているまちづくり計画の5年毎の改定に合わせて、都市計画的な要素を盛り込むなどの仕組みを検討中である。市が策定するのは2層目までということで、本日の資料には3層目のことは記載していない。

委員： これは全体の構成に関わることだと思う。3層目の計画を一度にすべて作るわけではないと思うが、そういう仕組みはこのマスタープランに記載すべきではないか。例えば、資料1の4ページの「計画の構成」が今は2部構成になっているが、そこに第3部があることを示すことも考えられる。そこで、3層目の計画が策定された際にマスタープランとしてオーソライズされるといった位置づけが必要なのではないか。

それと、先ほども言ったように、人口が減少し都市が縮小する中でどういう将来像を描いていくかが課題だったはずで、だからほかの都市でも縮小に向けたマスタープランとして、立地適正化でどこを縮小していくのかということを示したり、調整区域の集落をどのように維持していくかを示したりしている。最初はそうした議論から入っていたのに、いろいろな事情があつてか、そうした部分がかなり削られ、後退している印象である。そうではなくて、むしろ計画論が書かれるべきではないか。要するに、集落の生活をどう支えていくのかとい

った考え方が盛り込まれていないことが問題である。今の資料は、都市計画区域マスタープランに少し絵を増やした程度の内容にとどまってしまっていて、肝心な、市としてどのようなまちづくりを行っていくのかといった部分が著しく少ないと思う。だから、全部は書けないにしても、例えば、資料1の35ページの「田原市が目指すコンパクトシティ」で、市街地の拠点と周辺の集落地をどのように結ぶのか、といったことを示すことなどが考えられる。そうした部分が示されないままに、地区別構想も作るかもしれないが作らないかもしれないという、あいまいな状態で封じられていて、地域別構想も書かれていることがほとんど市街化区域の内容で、調整区域のことが抜けている。それがなぜかという、全体構想で考え方が示されていないからであり、このままでは市民が理解できないのではないかという懸念がある。だから、35ページや4ページで少し加筆するなどして補わないと、地域別の区分を4地域から3地域にした理由も分からないのではないか。

事務局： まず、3部構成については、参考資料の「計画の構成」に示しているように地区別構想の策定を想定しており、それが手を挙げていただいた地区から始めるのか、行政側から特定の地区にお願いしていくのかは、今のところ不明確であるが、最初の地区での策定を通じてマニュアル化していくことなどを事務局で検討しているところである。

都市建設部長： 都市計画マスタープランには、計画論の部分と実践的な部分とがあるが、計画論の部分ではご指摘のように内容が薄いというところがあるので、それについては加筆していきたい。その際、市街化調整区域のあり方については、農業基本計画や観光基本計画などなおざりにできない部分があり、それに都市計画としてできる部分を補っていくという立ち位置になる。

委員： 参考資料の「計画の構成」の図は、本編には掲載されないのか。

事務局： 3部構成の考え方として、この参考資料の図を本編（資料1）の4ページに掲載する。

委員： 計画論の部分では、例えば佐渡市のマスタープランなどで、集落の生活についてかなり工夫して書かれているので、参考になるかと思う。この点では、現行のマスタープランより後退しているように感じる。

委員長： 現行のマスタープランは、合併に配慮し、旧町単位の形にとらわれず、新たな都市構造を議論した経緯がある。今回は旧町単位で地域区分にしたことにより、既存の計画による形でのマスタープランになったのではと思う。

都市建設部長： 計画が多く、具体性が少ないとよく言われる。実現性を求められている。実現化を図るために、これまでの歴史、文化を活かした計画となっている。

県都市計画課： 市街化調整区域の地区計画について懸念されることがある。集落の存続のために活用したいとの考えだと伺った。しかし、マスタープランにおいて記述が少ない。資料1の49ページに「地理的にも市街化区域に編入できない箇所」とあるが、具体的な地区はあるのか。また、実務的な話になるが、個別の都市計画を行う場合、都市計画マスタープランに位置づけされていることが必要である。趣旨を記述することも必要であるが、具体的な場所が明確にされていないと、位置づけされていないと判断せざるをえない。今後策定される地区別構想がマスタープランの一部になるとのことだが、そこで具体的な位置が示されないと、県との協議の際に、位置づけされていないと判断される可能性がある。同じことが市街化区域に関してもいえる。資料1の39ページに検討ゾーンが記載されているが、フレームとして検討されたのみと判断される可能性がある。検討ではなく「新市街地エリア」との表現をする必要がある。細かいことであるが、文中の拡大必要面積が34.7haとあり、図中の2箇所の

面積の合計が、49ha となり、これは単純な間違えか。

事務局： 検討エリアなので広く位置づけしている。

県都市計画課： 検討エリアに関してはそれでいいとしても、市街化調整区域の地区計画に関しては、先ほどの指摘を満たす必要がある。今の表現では、田原市のどこにおいても指定が可能であると考えられ、位置が特定されていないと判断される。

事務局： これから行う3層目の地区別構想において検討していくことから、現在の表現となっている。

県都市計画課： 地区別構想をいつまでに策定するかは決まっているか。

事務局： 全地区同時に策定することは不可能である。まずは1地区において策定し、その後ほかの地区も策定していく予定である。

委員長： 現時点では熟度が低いので位置の特定はできない。したがって今回のマスタープランとしては、このような表現となる。市街化区域の拡大、市街化調整区域の地区計画は今後熟度を高める必要があり、熟度が高くなった時点でマスタープランの変更を行えばよい。

県都市計画課： そうであれば、基本的な考え方を明記する必要がある。

委員長： 田原市街地はある程度固まってきた。市街化調整区域の地区計画に関しては、指定する地区の条件を明確にする必要がある。どこの地区においても指定が可能な表現では問題がある。たとえば、地元の合意形成が得られている、災害に対する安全性が確保されている、日常利便が立地しているなどの条件を定めるなど、原則を記述する必要がある。

県都市計画課： 2層目において、目的を集落の維持とし、集落の位置を明示すれば良い。

委員： 3層目の地区別構想が策定された時は、随時マスタープランに加え、マスタープランの改定を行うのか。

事務局： 可能であれば、マスタープランの一部として位置づけしたい。市街化調整区域の地区計画を策定する位置に関しては、市街化調整区域が広いこともあり、行政として決めるのは難しいこともあり、地元において検討を願う。

委員： 地区計画策定の要請はコミュニティにあると思うが、その場合従前に作られたものが元になり、新たな視点での計画が難しい。従って今回のマスタープランにある程度のことは明記する必要がある。資料1の3ページに「総合計画」と「人口ビジョン」が上位計画として位置づけされている。人口の減少は大きな問題であることから、マスタープランに人口に関する記述が必要であると思う。

委員長： 資料1の37ページに記載があるが、算定根拠等の記載が必要である。人口ビジョンは決定であるか。

都市建設部長： 総合計画及び人口ビジョンの概要を前段に入れる。

委員長： パブリックコメントまでの流れはどのようになるのか。

事務局： 本日の意見を元に修正を行い、最終的に委員長に確認いただき、各委員にパブリックコメント案を送る予定である。

委員長： 最後に各委員から一言ずつ意見をいただく。

委員： 東京オリンピックのサーフィン競技誘致に関して、一番可能性が高いのは千葉県との話がある。オリンピック競技は世界トップクラスの競技者が40人参加するとのことである。田原市ではすでに世界大会が開催されている。千葉県は選手の評判が悪いとの話があり、また海の家が多くあり、利権が複雑である。それを考えると田原市は優位にある。

委員： 公共施設の今後の在り方について、検討会において、方向性ができているとのことである。

田原市は他市町村と比較して公共施設が多すぎるとの話があるが、今後どの公共施設をどのようにしていくかが大きな課題である。公共施設の問題と都市計画マスタープランは無関係ではない。

委員： 資料2の10ページの河川の方針に「田原市河川・水路計画等を策定」とあるが、都市計画マスタープランを上位計画とする計画はどれぐらいあるのか。

事務局： 今即答はできない。田原市において多くの計画がある。

都市建設部長： 多くの計画の内、どの計画が都市計画マスタープランを上位計画としているかを明確にするのは難しい。

委員長： 関連計画等のすべてをマスタープランに載せる事は難しいが、必要なものは乗せる必要があるので検討を願う。

委員： 資料3の田原地域の土地利用の方針において、臨海市街地の方針があり、企業誘致を積極的に進めるとある。人口を増やすには有効であると思う。企業誘致に関しては早期対応の必要がある。

委員： 高齢者人口の推計があるが、それに対するコメントがない。高齢者の推移のグラフに全国平均が記載されていると良い。

委員： 地区別構想は今後随時策定するとのことであるが、「動的」なマスタープランのきっかけになればいいと思う。

県都市計画課： マスタープラン策定後、計画期間が10年、20年とあるが、計画の進捗に対する評価を行うと思うが、それが大事だと思う。

県東三河建設事務所： われわれは、マスタープランに位置づけられた計画を実現化していくことに携わっている。整備を「促進」するとの表現が多くあり、県の事業も多く記載されている。県、市連携を取り合って進めていきたいと思う。

都市建設部長： 道路整備もそのうちの一つであるが、思いをマスタープランに載せないと、物事が始まらないとのことから、いろいろな意味での思いを載せている。マスタープランに位置づけすることにより次の段階に進めたいと考える。

委員長： 事務局は今日の意見を盛り込みパブリックコメントに対して作業をしていただきたい。

事務局： 今後の予定として、1月28日から2月18日までパブリックコメントを行う。それを受け計画内容を検討、修正し、第5回改定委員会の前までに各委員に配布する。第5回改定委員会は3月24日に開催する。

以上